

各 位

会社名 北雄ラッキー株式会社
代表者名 代表取締役社長 桐生泰夫
(JASDAQコード: 2747)
問合せ先 専務取締役総務部長 鴻野英樹
TEL (011) 643-3301

内部統制システム構築の基本方針について

当社は平成18年5月19日開催の取締役会において内部統制システムの構築に係る基本方針について下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

内部統制システム構築の基本方針

当社は会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のとおり会社の業務の適正を確保するために必要な体制を整備し、かかる体制の下で会社業務の適法性・効率性の確保並びにリスク管理に努め、内部統制システムの構築を図る。

1. 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は経営の基本方針に則った「行動規範」を制定し、その精神を役職者をはじめ、グループ全社使用人に継続的に伝達することにより、法令遵守と社会倫理の遵守を企業行動の原点とすることを徹底する。

その徹底を図るため、取締役総務部長がコンプライアンスの取り組みを横断的に統括することとし、総務部を中心に取締役・使用人に対して教育等を行う。内部監査室は内部監査規程に従い、コンプライアンスの状況を監査する。これらの活動は定期的に取り締り会及び監査役に報告されるものとする。また法令上疑義のある行為等について、使用人が告発しても当該使用人に不利益な扱いを行わない旨等を規定する「内部通報者保護規程」を制定する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については法令及び社内規則(文書管理規程、秘密情報・個人情報保護規程、稟議規程等)に基づき作成・保存するとともに、必要に応じて取締役・監査役・会計監査人等が閲覧、監査可能な状態にて管理する。

3．損失の危険の管理に関する規程その他の体制

コンプライアンス、災害、品質、個人情報、情報セキュリティ及びシステムトラブル等に係るリスクについては、それぞれの担当取締役がリスクを体系的に管理するため、既存の社内規則・ガイドラインを整備することに加え、必要なリスク管理規程を制定する。全社的なリスクを総括的に管理する部署は総務部とし、各部署においては関連規程に基づき部署毎のリスク管理体制を確立する。

監査役及び内部監査室は各部署のリスク管理状況を監査し、その結果を取締役に報告する。取締役会は管理体制の見直し、問題点の把握と改善に努める。

4．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月1回（定時）開催するほか、必要に応じて臨時に開催する。また、決裁に関する職務権限規程及び業務分掌規程に基づき、各部署担当取締役は経営計画に基づいた各部署が実施すべき具体的施策及び効率的な業務遂行体制を決定する。

各担当取締役は取締役会に報告し、取締役会は施策及び効率的な業務執行体制を阻害する要因の分析とその改善を図る。

5．当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は子会社管理に関する「関係会社管理規程」に基づき、関係会社担当取締役が子会社を含めたコンプライアンス体制、リスク管理体制を整備するとともに、「内部通報者保護規程」の子会社への適用及び当社の監査役と内部監査室は管理体制を監査し、当社取締役会に報告する。

取締役会及び関係会社担当取締役は問題点の把握と改善に努める。

6．監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、補助すべき使用人を指名して置くことができる。

監査役が指定する補助すべき期間中は、指名された使用人への指揮権は監査役に移譲されたものとし、取締役からの独立性を確保する。

7．取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制、その他の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役及び使用人は、業務または業績に影響を与える重要事項、法令違反行為等、取締役会に付議すべき重要な事項及び内部監査の実施状況について監査役に報告するものとする。

監査役は取締役会及び必要な都度重要会議に出席するとともに重要文書の閲覧並びに取締役及び使用人に説明を求めることとする。

また、「監査役監査規程」及び「監査役会規程」に基づく独立性と権限により監査の実効性を確保する。